

法人・個人事業主のお客さま各位

広島県信用組合

当組合のインボイス制度開始に伴う対応について

2023(令和5)年10月1日よりインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます。当組合は、適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、法人・個人事業主のお客さま(以下、「お客さま」)が当組合に対してお支払いいただいた各種手数料に含まれる消費税については、当組合が交付する適格請求書(インボイス)に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます。

なお、当組合ではインボイス制度への対応方法を以下のとおりとさせていただきますので、ご通知いたします。

記

1. 適格請求書発行事業者登録番号

広島県信用組合	T4240005001684
---------	----------------

[国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト](#)からもご確認いただけます。

2. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

- (1) 営業店窓口等で各種手数料(融資関連の手数料、残高証明書発行手数料など)をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。
- (2) 営業店窓口にて備え付けの振込依頼書等をご利用いただいて振込を実施した場合は、各種帳票に複写式となっている簡易インボイスの要件を満たした「領収書」をお渡しいたします。

3. ATMでのお取引について

ATMでのお取引につきましては、発生する手数料は3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

したがって、ATMから出力される「ご利用明細票」等については、インボイス制度に対応する様式改正は実施いたしませんので、ご了承ください。

当組合のインボイス制度への対応につきまして、ご不明点がございましたら、お取引店の窓口または下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

なお、お客さまの個別のご事情に応じた具体的な会計ならびに税務処理についてのご相談にお答えすることは、税理士法等により禁じられておりますので、顧問税理士にご相談いただきますようお願いいたします。

以上

広島県信用組合 業務部

電話番号：0120-745-530 (フリーダイヤル)

受付時間：平日 9:00~17:00 (除く土・日・祝日、12/31、1/1~3)

